

(特別管理) 産業廃棄物処理業
変更・廃止届の手引き

八 王 子 市

令和7年8月

はじめに

この手引きは、産業廃棄物収集運搬業、処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業に関する変更届、廃止届及び欠格要件該当届の提出方法について解説しています。

なお、次に掲げる事項については、届出は不要です。

- ① 法人の代表者、役員又は令第6条に10に規定する使用人の住所の変更
- ② 収集運搬に使用する運搬容器の変更

※注意 次に掲げる事項を変更する場合には、届出ではなく「変更許可申請」が必要です。

- ・収集運搬業又は処分業で、取り扱う廃棄物の種類を増やす場合（限定の解除を含む。）
- ・収集運搬業で、石綿含有産業廃棄物の取扱いを無から有に変更する場合
- ・収集運搬業で、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いを無から有に変更する場合
- ・収集運搬業で、「積替え保管を除く」から「積替え保管を含む」許可に変更する場合
- ・処分業で、処分の方法を変更又は追加する場合（例：処分方法切断に新たに破碎を追加等）

（その他、変更許可申請に該当する可能性ある事項の変更を希望する場合は、必ず事前に市へご相談ください。）

目 次

ページ

1 届出受付場所	1
2 届出方法等	1
3 届出の流れ	2
4 届出書の作成 届出書に必要な書類等のリスト	2～3
5 届出に際しての留意事項	4～5
（1）被後見人等が登記されていないことの証明書	
（2）令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）	
（3）車両の使用権原等	
（4）登録車両の写真	
【届出書様式】	
① 届出用紙（様式第十一号）（様式第十七号）	6～7
② 新旧対照表①（届出用）	8
③ 新旧対照表②（届出用）	9
④ 新任者一覧表	10
⑤ 誓約書	11
⑥ 登録車両一覧表	12
⑦ 登録車両の写真	13
⑧ 欠格要件該当届出書	14～15
【記入例】	
① 法人の名称の変更	17
② 法人の本店所在地の変更	18
③ 法人の代表者、役員等、政令使用人又は株主等の変更	19～21
④ 登録車両の変更	22～24
⑤ 登録車両の使用する駐車場所在地の変更	25～26
⑥ 取り扱う産業廃棄物の種類の減少	27～28
⑦ 産業廃棄物処理業（全部）の廃止	29
⑧ 欠格要件該当届出	30～31

1 届出受付場所

八王子市 環境部 廃棄物対策課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号（本庁舎事務棟2階）

電 話 042-620-7458（直通）

FAX 042-622-7262

メール bl13200@city.hachioji.tokyo.jp

2 届出方法等

(1)届出受付時間

平日 8時30分から11時まで及び13時から16時まで

(2)提出部数

正副2部 副本は届出者の控えとなりますので、正本の写し（コピー）でも構いません。

(3)手数料

無料

(4)届出事項

届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。

なお、八王子市からの連絡先に変更がある場合には、許可番号、名称及び変更内容を記載した書類（任意書式）を届出受付場所あてにメール又はFAX等でお知らせください。

届出書の提出が必要な事項一覧

項目 番号	項 目	許可証 の書換	届出期限
1	法人の名称の変更、個人事業者の氏名の変更	有	法人：30日以内 個人事業者：10日以内
2	法人の本店所在地、個人事業者の住所の変更	有	
3	①法人の代表者の変更	有	
	②法人の役員等、政令使用人、株主等の変更	無	
4	登録車両の変更	無	10日以内
5	運搬車両の使用する駐車場所所在地の変更	無	
6	取り扱う産業廃棄物の種類の減少	有	
7	業の廃止（全部又は一部）	有	
8	欠格要件該当届出	無	
9	積替え保管施設又は中間処理施設に関する変更	市役所へご相談ください。	

(5)届出方法

① 来庁して届出する場合

・届出は、予約制とさせていただきます。

あらかじめ上記の届出受付場所に電話で予約の上、ご来庁ください。

② 郵送で申請する場合

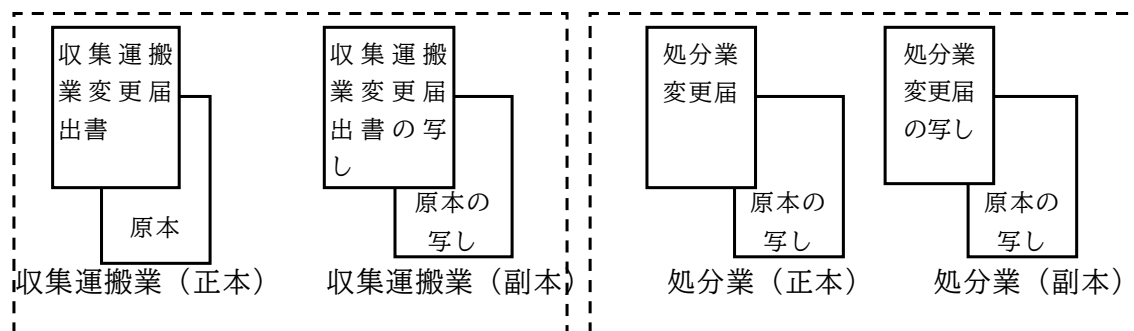
・申請書類の他にレターパックプラス（600円）又は切手を貼った封筒を1部添付してください。

（副本・許可証送付用に使用します。あらかじめ送付先の記載をお願いします。）

(6)その他

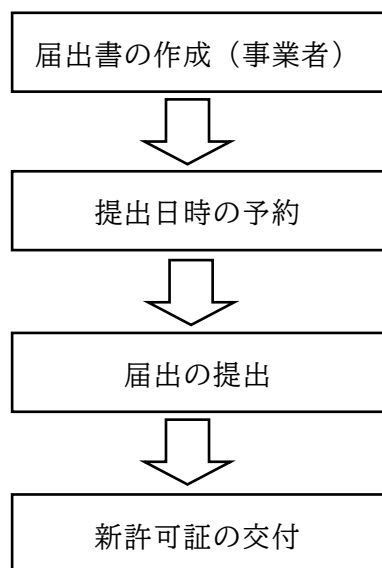
代表者の変更と運搬車両の変更など、届出内容が複数の項目に及ぶ場合でも、1つの届出として提出いただけます。

また、次のように、産業廃棄物収集運搬業と処分業などの複数の許可を有する方が、代表者の変更届を同時に提出する場合には、いずれかの届出書に必要書類の原本を添付していただければ、他の届出については必要書類の原本の写しの添付で結構です。



3 届出の流れ

(1)届出の流れ



法定様式の届出書及び八王子市指定様式に必要事項を記入し、添付書類を添えてください。

- ・産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）：様式第11号
 - ・特別管理産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）：様式第17号
- 八王子市指定様式及び添付書類は、次ページ以降の「届出に必要な書類等のリスト」を参照してください。

郵送で申請する場合は予約不要です。

変更届のうち、許可証の記載事項に変更があるものについては、許可証を書き換え、新許可証を交付します。

(2)新許可証の交付

書き換え後の許可証は、窓口又は郵送で交付します。

①窓口での交付を希望される場合

- ・市から送信する「許可証交付のお知らせ」の受領証に住所、名称等を記入の上、窓口にお持ちください。受領証と引き換えに許可証をお渡しします。
- ・新しい許可証は、旧許可証と交換に交付しますので、必ず旧許可証もお持ちください。

②郵送での交付を希望される場合

- ・市から許可証と「許可決定のお知らせ」を送付します。「許可決定のお知らせ」の受領証に住所、名称等を記入の上、受領証と旧許可証をご返納ください。

(1)届出書の綴じ方



- ・綴じ方は、届出書、市指定様式、添付書類の順でお願いします。

- ・ 産業廃棄物処理業変更届出書 : 様式第 11 号 (第 10 条の 10 関係)
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業変更届出書 : 様式第 17 号 (第 10 条の 23 関係)

3

(3)届出に必要な書類等のリスト

項目 番号	変更事項	八王子市指定様式・添付書類	記入例 ページ
1	法人の名称の変更 (有限会社から株式会社への変更等を含む)	①届出者の許可証の写し ②届出者の定款の写し ③届出者の登記事項証明書 (法人登記の履歴事項全部証明書)	p.17
	個人事業者の氏名の変更	①届出者の許可証の写し ②届出者の住民票抄本	
2	法人の本店所在地の変更	①届出者の許可証の写し ②届出者の登記事項証明書 (法人登記の履歴事項全部証明書)	p.18
	個人事業者の住所の変更	①届出者の許可証の写し ②届出者の住民票抄本	
3	① 法人の代表者の変更	①届出者の許可証の写し ②新旧対照表①、②及び新任者一覧表 ③届出者の登記事項証明書 (法人登記の履歴事項全部証明書) ④誓約書(代表取締役が代表して誓約) ⑤住民票抄本(本籍の記載されたもの) ⑥被後見人等が登記されていないことの証明書 (詳細はp.6の5(1)を参照してください。) ⑦政令使用人の変更の場合には、使用人の地位が確認できる会社の組織図 ※既に、役員等、政令使用人又は株主等として、市に登録してある方の場合には、④～⑥については提出不要です。	p.19
	②法人の役員等の変更 (役員等とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者。(この冊子では「役員等」としてしています。))		
	③令第6条の10に規定する使用人(政令使用人、p.6の5(2)を参照)の変更		
	④法人の5%以上の株主又は出資者(この冊子では「株主等」としてしています。)の変更	①届出者の許可証の写し ②新旧対照表①、②及び新任者一覧表 ③誓約書(代表取締役が代表して誓約) ④住民票抄本(本籍の記載されたもの) ⑤被後見人等が登記されていないことの証明書 (詳細はp.6の5(1)を参照してください。) ⑥株主等が法人の場合には、その法人の登記事項証明書(法人登記の履歴事項全部証明書) ※既に、役員等又は政令使用人として、市に登録してある方の場合には、③～⑥については不要です	

項目 番号	変更事項	八王子市指定様式・添付書類	記入例 ページ
4	登録車両の変更（新規・抹消） （新規登録する車両については、使用権原が確認できる車両のみ登録できます。使用権原については、p.6の5(3)を参照してください。）	①届出者の許可証の写し ②登録車両一覧表 （現在の登録状況を確認のうえ、変更する車両のみ記載してください。） ③新たに登録する車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項※の写し（使用する全車両分） ※令和5年1月から電子化された自動車検査証とともに交付される書面で、該当者のみが必要です。 ・自動車検査証が電子化されていない場合…自動車検査証の写しのみ提出 ・自動車検査証が電子化されている場合…自動車検査証記録事項の写しのみ提出 ④新たに登録する車両の写真 （車両の斜め前及び斜め後ろから、ナンバーが確認できるように全体を撮影したもの）	p.22
5	登録車両の使用する駐車場所在地の変更	①届出者の許可証の写し ②新旧対照表①（届出用）	
6	取り扱う産業廃棄物の種類の減少	①届出者の許可証の写し ②新旧対照表①（届出用）	p.27
7	業の廃止（全部又は一部）	①届出者の許可証（原本） ②中間処理施設又は積替え保管施設の廃止を伴う場合には、当該施設での産業廃棄物の取扱いを廃止したことがわかるように、施設内を撮影した写真	p.29
8	欠格要件に該当した旨の届出	①欠格要件該当届出書 ②届出者の許可証（原本） ③欠格要件に該当する事が確認できる書類（例えば、判決書の写し等）	p.30
9	積替え保管施設又は中間処理施設に関する変更	変更許可申請に該当する事項があります。 必ず、事前に市へご相談ください。	

5 届出に際しての留意事項

(1)被後見人等が登記されていないことの証明書

被後見人等が登記されていないことの証明書とは、「後見登記等に関する法律第10条第1項」に規定する証明書で、成年後見人または被保佐人の登記がないことを証明する書類です。証明書の交付は全国の法務局及び地方法務局で行っています（郵送受付は東京法務局のみ）。登記事項証明書（後見登記）の交付申請をする際は「証明事項」の欄に「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」をチェックしてください。

なお、令和元年１２月の法改正に伴い、成年被後見人等に該当する場合であっても、廃棄物の処理の業務を適切に行うことができると判断されれば、一律に欠格とは扱いません。役員等に成年被後見人等を選任している場合は、業務を適切に行なうことができるかどうかを審査する書類として、医師の診断書等の提出を求める場合がありますので、事前にご相談ください。

登記事項証明書(後見登記)に関する問合せ先

- ・ 窓口での申請：管轄の法務局及び地方法務局
- ・ 郵送による申請：東京法務局 民事行政部 後見登録課
東京都千代田区九段南１－１－１５ 九段第２合同庁舎
(交通：地下鉄都営新宿線、東西線、半蔵門線「九段下駅」)
電話 ０３－５２１３－１３６０ (ダイヤルイン)
ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/index.html>

(2)令第6条の10に規定する使用人(政令使用人)

令第6条の10に規定する使用人(政令使用人)とは、使用人として法人の登記簿に登録されている者の他、届出者の使用人で、次に掲げる事務所等の代表者です。

- ①本店又は支店
- ②継続的に業務を行う事ができる施設を有する場所で、廃棄物の収集、運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(3)車両の使用権原等

- ①車両の使用権原は、自動車検査証の所有者又は使用者の欄で確認します。
使用権原があると認められるのは、次の場合のみです。
 - ・ 自動車検査証の使用者が届出者である場合
 - ・ 自動車検査証の使用者欄が空欄の場合には、所有者が届出者である場合
- ②レンタル車両(借受契約等で借りている車両)の登録はできません。
- ③自動車検査証の有効期間が届出時点で有効なものに限ります。
- ④汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類は「土砂等禁止」の車両では収集運搬できません。(根拠法：土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法)
- ⑤トレーラ、セミトレーラは、容器として取り扱いますので登録は不要です。
- ⑥既に他の事業者の登録車両となっている車両は、届出されても登録できません。
- ⑦「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づくディーゼル車走行規制不適合車両は、登録できません。

(4)登録車両の写真(新たに登録する車両のみが対象です。)

- ア 写真はカラー写真で、鮮明なものに限ります。
- イ 撮影方法は、次のとおりです。(p.27 撮影例参照)
 - ・ 車両は全体が概観できるように、斜め前及び斜め後ろより撮影してください。
 - ・ ナンバープレートが分かるように撮影してください。不鮮明な場合は、鮮明な写真を一枚追加してください。

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 廃止 変更	届出書 変更	年 月 日
八王子市長 殿		
届出者 郵便番号 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 F A X		
年 月 日付け第109- - 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係 廃止 る以下の事項について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に 変更 おいて準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の 内容（規則第10 条の10第1項第 2号に掲げる事項 を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
（ふ り が な） 氏 名	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である 場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
（ふ り が な） 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃止又は変更の理由		
担当者又は担当部署		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本産業規格 A列4番）

様式第十七号（第十条の二十三関係）

特別管理産業廃棄物処理業 八王子市長 殿	廃止 変更 届出書 年 月 日	
届出者 郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 F A X		
年 月 日付け第109- - 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について		
廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふ り が な) 氏 名	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふ り が な) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃止又は変更の理由		
担当者又は担当部署		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本産業規格 A列4番）

新旧対照表①（届出用）

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有・無	法人の代表者	新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり	
有・無	役員、顧問、 政令使用人等		
有・無	株主、出資者		
有・無	運搬車両	登録車両一覧表のとおり	
有・無	登録車両の使用する 駐車場所在地		
有・無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少		
有・無	政令市における積替 え保管許可の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

新旧対照表②（届出用）

- ・全ての代表取締役、役員等、政令使用人又は株主等について記載してください。
- ・この表の新（役員等、５％以上の株主等）の欄に記載した方のうち、市に登録のない方については、「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

番号	新（役員等、５％以上の株主等）	旧（役員等、５％以上の株主等）
1	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
2	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
3	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
4	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
5	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
6	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
7	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
8	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
9	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 0	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 1	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 2	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 3	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 4	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等
1 5	役職名等 氏 名 等	役職名等 氏 名 等

新任者一覧表

・新旧対照表②（届出用）の「番号」欄に○をした方（市に登録のない方）のみ記載してください。

(ふ り が な) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		

誓 約 書

八王子市長 殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号（又は第14条の4第5項第2号、第15条の2第1項第4号）の規定のうち、以下に掲げる欠格事項について、該当しない旨誓約します。

根拠条文		欠格事項の内容
法第14条第5項第2号	法第7条第5項第4号	
イ（申請者） ハ（法定代理人） ニ（法人役員） ニ、ホ（使用人）	イ	○ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
	ロ	○ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	ハ	○ 拘禁刑以上（懲役及び禁錮を含む。）の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
	ニ	○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
	ホ	○ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
	ヘ	○ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
ロ（申請者） ハ（法定代理人） ニ（法人役員） ニ、ホ（使用人）	ト	○ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
	チ	○ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ（申請者）		○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者、法定代理人※¹、役員※²、使用人※³については、上記の欠格条項に該当しません。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※¹ 法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。

※² 役員には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。

※³ 使用人とは、申請者の使用人で、本店又は支店（又は主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者をいう。（法施行令第4条の7）

— 登録車両一覧表 —

新規 _____ 台 抹消 _____ 台

車両番号				届出内容	車両番号				届出内容
5				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
10				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
15				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消

* 届出内容欄の該当する項目に○を付けてください。

新規＝新しく登録する車両 抹消＝今回登録を抹消する車両

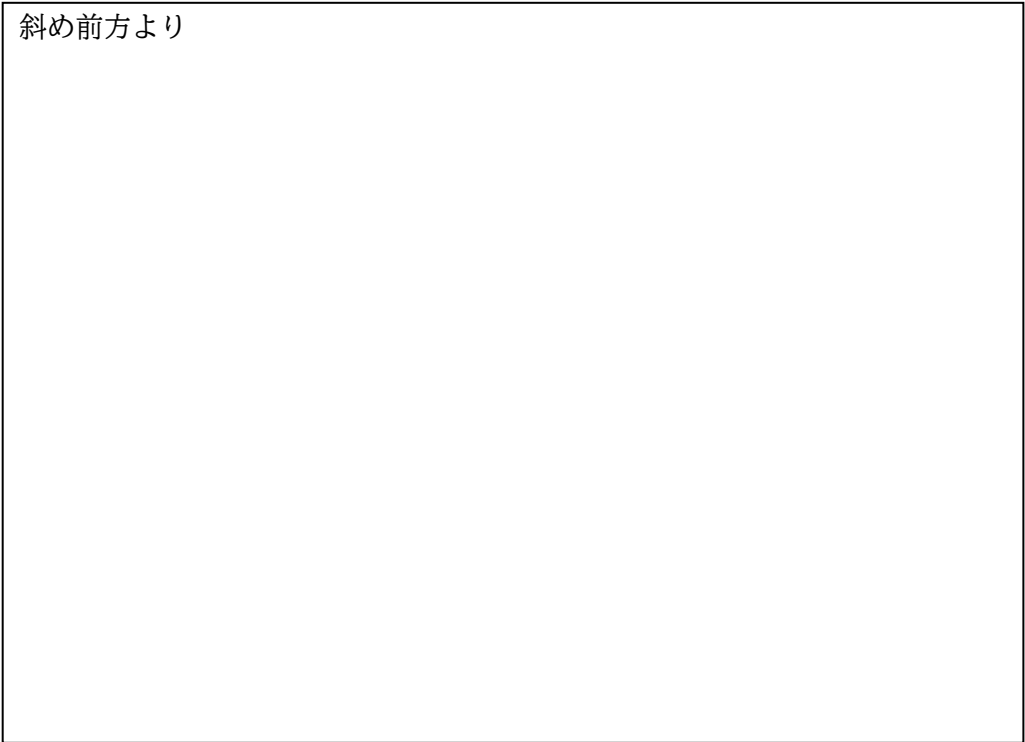
登録車両の写真 ー

(新規登録車両のみ)

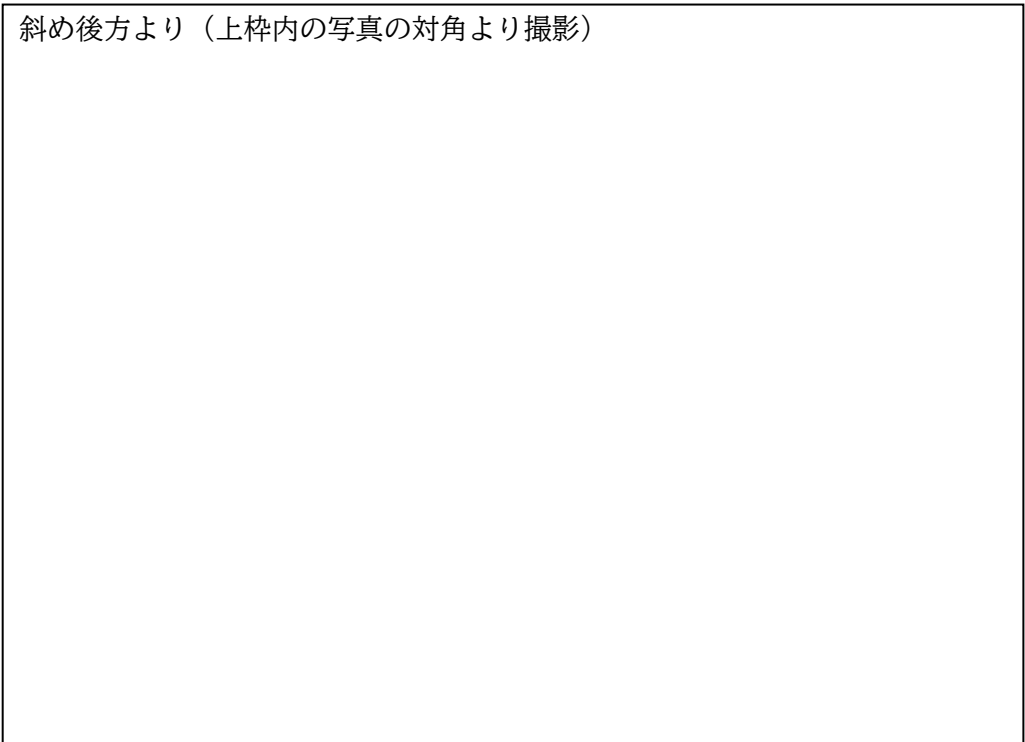
貼付台紙

- ・車両は、全体が概観できるよう斜め後より撮影してください。
- ・ナンバープレートが分かるように撮影してください。不鮮明な場合は、鮮明な写真を一枚追加してください。

斜め前方より



斜め後方より（上枠内の写真の対角より撮影）



産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業

欠格要件該当届出書

年 月 日

八王子市長 殿

届出者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

F A X

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業

に係る以下の事項について欠格要件に該当するに至ったので、

第14条の2第3項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

において準用する第7条の2第

第14条の5第3項

4項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

許 可 番 号	第 1 0 9 - - 号
許 可 年 月 日	年 月 日
欠格要件に該当する に至った年月日	年 月 日
欠格要件に該当するに至った具体的な事由 (裏面の該当する番号に○を付け、本欄に具体的事由を記載してください。)	
備考	

(日本産業規格 A列4番)
裏面あり

※ 次の該当する事項の番号に○を付けてください。

裏面

法第14条第5項第2号イ	
法第7条第5項第4号	
1	イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
2	ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3	ハ 拘禁刑以上（懲役及び禁錮を含む。）の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4	ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
5	ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
6	ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
7	ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
8	法第14条第5項第2号ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当するもの
9	法第14条第5項第2号ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
10	法第14条第5項第2号ホ 個人で政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

【記入例】

変更届出書の作成にあたっては、次ページ以降の記入例を参考にしてください。

① 法人の組織の変更、法人の名称の変更

様式第十一号（第十条の十関係）

例：法人の名称の変更

八王子市長 殿 産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更 令和**年**月**日					
届出者 郵便番号 123-4567 住 所 東京都八王子市**二丁目8番1号	氏 名 東京***株式会社 代表取締役 八王子 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-345-6789 F A X 042-456-7890				
変更○してください。					
令和**年 **月 **日付け第109-00-*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。） 東京***株式会社 </td> <td> 東京####株式会社 </td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。） 東京***株式会社	東京####株式会社
新	旧				
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。） 東京***株式会社	東京####株式会社				
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）					
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更					
（ふ り が な） 氏 名	住 所				
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更					
（ふ り が な） 氏 名	生年月日 本 籍 役職名・呼称 住 所				
廃止又は変更の理由 株主総会の議決による変更					
担当者又は担当部署 東京支店 営業部 多摩 次郎 電話：042-***-****					
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。					

届出についての問合せ先を記載してください。

（日本産業規格 A列4番）

② 法人の本店所在地の変更、個人事業者の住所の変更
様式第十一号（第十条の十関係）

例：法人の本店所在地の変更

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更		令和**年**月**日
八王子市長 殿	届出者 郵便番号 123-4567 住 所 東京都八王子市**二丁目8番1号	
変更○してください。	氏 名 東京***株式会社 代表取締役 八王子 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-345-6789 F A X 042-456-7890	
令和**年 **月 **日付け第109-00-*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。 変更		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	本店所在地 八王子市**二丁目8番1号	本店所在地 東京都八王子市**一丁目1番1号
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由	新社屋へ移転のため	
担当者又は担当部署	東京支店 営業部 多摩 次郎 電話：042-***-****	
備考	1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内 届出についての問合せ先を記載してください。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、向欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。	

（日本産業規格 A列4番）

③ 法人の代表者、役員等、政令使用人又は株主等の変更

様式第十一号（第十条の十関係）

例：法人の代表者、役員等、政令使用人及び株主等の変更

産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書 令和**年**月**日		
八王子市長 殿	届出者 郵便番号 123-4567 住 所 東京都八王子市**二丁目8番1号 氏 名 東京***株式会社 代表取締役 八王子 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-345-6789 F A X 042-456-7890	
変更○してください。		
令和**年 **月 **日付け第109-00-*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙（新旧対照表①）のとおり	
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由 株主総会の議決による変更		
担当者又は担当部署 東京支店 営業部 多摩 次郎 電話：042-***-****		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、向欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

届出についての問合せ先を記載してください。

（日本産業規格 A列4番）

新旧対照表①（届出用）

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有・無	法人の代表者	新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり	
有・無	役員、顧問、 政令使用人等（注）		
有・無	株主、出資者（注）		
有・無	運搬車両	登録車両一覧表のとおり	
有・無	登録車両の使用する 駐車場所在地		
有・無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少		

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

新旧対照表②（届出用）

- ・全ての代表取締役、役員等、政令使用人又は株主等について記載してください。
- ・この表の新（役員等、５％以上の株主等）の欄に記載した方のうち、市に登録のない方については、「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

番号	新（役員等、５％以上の株主等）	旧（役員等、５％以上の株主等）
①	役職名等 代表取締役 氏 名 等 八王子 太郎	役職名等 氏 名 等
2	役職名等 (辞任) 氏 名 等	役職名等 代表取締役 氏 名 等 八王子 花子
3	役職名等 (辞任) 氏 名 等	役職名等 取締役 氏 名 等 八王子 次郎
④	役職名等 取締役 氏 名 等 八王子 三郎	役職名等 氏 名 等
5	役職名等 株主（８０％） 氏 名 等 八王子 花子	役職名等 株主（１００％） 氏 名 等 八王子 花子
⑥	役職名等 株主（２０％） 氏 名 等 東京○△工業（株）	全ての代表取締役、役員等、政令使用人及び株主等について記載してください。

新任者一覧表

- ・新旧対照表②（届出用）の「番号」欄に○をした方（市に登録のない方）のみ記載してください。

(ふ り が な)	生年月日	本 籍
氏 名	役職名・呼称	住 所
(はちおうじたろう)	S33.12.31	東京都八王子市***二丁目10番地
八王子 太郎	代表取締役	東京都八王子市***二丁目22番1-301号
(はちおうじさぶろう)	S36.12.25	東京都八王子市***二丁目10番地
八王子 三郎	取締役	東京都八王子市***二丁目18番3号
(とうきょうまるさんかくこうぎょう) 東京○△工業（株）	株 主	法人の場合、生年月日及び住所欄への記載は不要です。 なお本籍欄へ本社所在地を記載してください。
()		市に登録のない、代表取締役、役員等、政令使用人及び株主等について記載してください。
()		

④ 登録車両の変更

様式第十一号（第十条の十関係）

例：登録車両の変更（新規登録、登録抹消）

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更 八王子市長 殿 令和**年**月**日	
届出者 郵便番号 123-4567 住所 東京都八王子市**二丁目8番1号	氏名 東京***株式会社 代表取締役 八王子 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-345-6789 FAX 042-456-7890
変更に関する事項について 令和**年 **月 **日付け第109-00-*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。	
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	新 旧 別紙（登録車両一覧表）のとおり
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）	
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更	
(ふりがな) 氏 名	住 所
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更	
(ふりがな) 氏 名	生年月日
役職名・呼称	本 籍
住 所	住 所
廃止又は変更の理由	
車両の購入及び廃車	
担当者又は担当部署	
東京支店 営業部 多摩 次郎 電話：042-***-****	
備考	
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。	

（日本産業規格 A列4番）

— 登録車両一覧表 —

新規 2 台 抹消 1 台

車両番号				届出内容	車両番号				届出内容
八王子	11	か	****	新規 抹消					新規・抹消
多摩	88	あ	****	新規 抹消					新規・抹消
品川	88	い	****	新規 抹消					新規・抹消
継続車両については、記載不要です。									新規・抹消
5				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
10				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
15				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消
				新規・抹消					新規・抹消

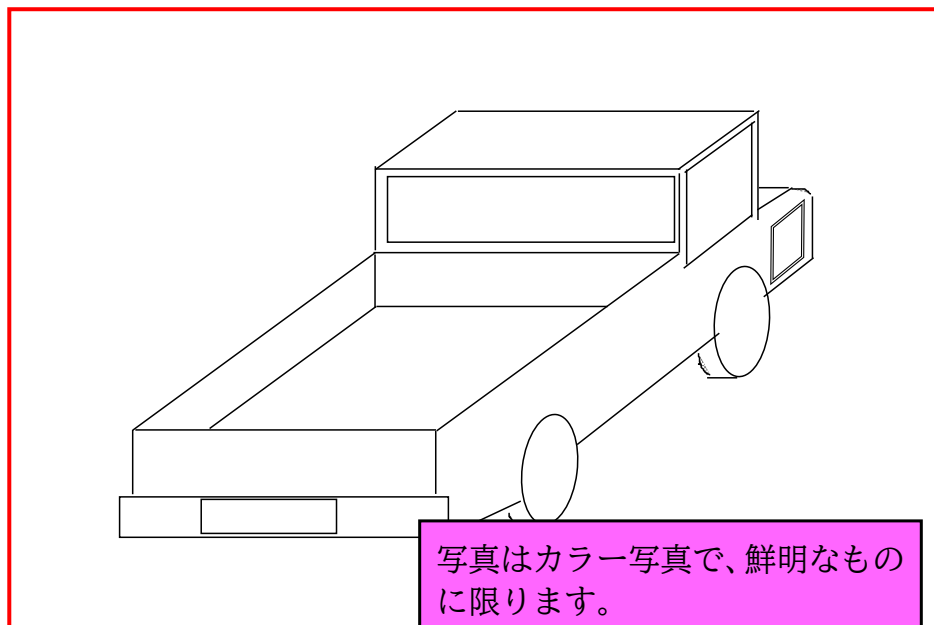
* 届出内容欄の該当する項目に○を付けてください。

新規＝新しく登録する車両 抹消＝今回登録を抹消する車両

— 登録車両の写真 — (新規登録車両のみ)

- ・車両は、全体が概観できるよう斜め後より撮影してください。
- ・ナンバープレートが分かるように撮影してください。不鮮明な場合は、鮮明な写真を一枚追加してください。

車両の場合



⑤ 登録車両の使用する駐車場所在地の変更

様式第十一号（第十条の十関係）

例：登録車両の使用する駐車場所在地の変更

八王子市長 殿 産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更 令和**年**月**日															
届出者 郵便番号 123-4567 住 所 東京都八王子市**二丁目8番1号	氏 名 東京***株式会社 代表取締役 八王子 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-345-6789 F A X 042-456-7890														
変更○してください。															
令和**年 **月 **日付け第109-00-*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> 別紙（新旧対照表①）のとおり </td> </tr> </tbody> </table>	新	旧	別紙（新旧対照表①）のとおり											
新	旧														
別紙（新旧対照表①）のとおり															
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）															
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 <table border="1"> <thead> <tr> <th>（ふりがな） 氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		（ふりがな） 氏 名	住 所												
（ふりがな） 氏 名	住 所														
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">（ふりがな） 氏 名</th> <th>生年月日</th> <th>本 籍</th> </tr> <tr> <th>役職名・呼称</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍	役職名・呼称	住 所									
（ふりがな） 氏 名	生年月日		本 籍												
	役職名・呼称	住 所													
廃止又は変更の理由	※駐車場の所在地のみの変更の場合理由の記入は不要です。														
担当者又は担当部署	東京支店 営業部 多摩 次郎 電話：042-***-****														
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、向欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。															
届出についての問合せ先を記載してください。															

（日本産業規格 A列4番）

新旧対照表①（届出用）

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有・無	法人の代表者	新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり	
有・無	役員、顧問、 政令使用人等（注）		
有・無	株主、出資者（注）		
有・無	運搬車両	登録車両一覧表のとおり	
有・無	登録車両の使用する 駐車場所在地	新規 東京都八王子市**町1-2-3	廃止 東京都八王子市市**町3-2-1
有・無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少		
有・無	政令市における積替え 保管許可の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

⑥ 取り扱う産業廃棄物の種類の減少

様式第十一号（第十条の十関係）

例：取り扱う産業廃棄物の種類の減少

八王子市長 殿

産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更

令和**年**月**日

届出者
郵便番号 123-4567
住 所 東京都八王子市**二丁目8番1号
氏 名 東京***株式会社
代表取締役 八王子 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 042-345-6789
F A X 042-456-7890

変更○してください。

令和**年 **月 **日付け第109-00-*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。
変更

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙（新旧対照表①）のとおり	

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
（ふ り が な） 氏 名		住 所	

（ふ り が な） 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

※駐車場の所在地のみの変更の場合理由の記入は不要です。

担当者又は担当部署

東京支店 営業部 多摩 次郎
電話：042-***-****

備考

1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

届出についての問合せ先を記載してください。

（日本産業規格 A列4番）

新旧対照表①（届出用）

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有・無	法人の代表者	新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり	
有・無	役員、顧問、 政令使用人等（注）		
有・無	株主、出資者（注）		
有・無	運搬車両	登録車両一覧表のとおり	
有・無	登録車両の使用する 駐車場所在地		
有・無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少	金属くず、廃プラスチック類、 木くず 計3品目	

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

⑦ 業の廃止

式第十一号（第十条の十関係）

例：産業廃棄物処理業（全部）の廃止

廃止に○してください。

八王子市長 殿

産業廃棄物処理業

廃止

変更

届出書

令和**年**月**日

届出者

郵便番号 123-4567

住所 東京都八王子市**二丁目8番1号

氏名 東京***株式会社

代表取締役 八王子 太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 042-345-6789

FAX 042-456-7890

令和**年 **月 **日付け第109-00-*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係

廃止

る以下の事項について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に
変更
において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	産業廃棄物収集運搬業を廃止	

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 氏名	住所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止又は変更の理由

業務縮小のため

担当者又は担当部署

東京支店 営業部 多摩 次郎

電話：042-***-****

備考

1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内

2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

届出についての問合せ先を記載してください。

（日本産業規格 A列4番）

⑧ 欠格要件該当届

産業廃棄物処理業 特別管理産業廃棄物処理業 八王子市長 殿 届出者 郵便番号 123-4567 住 所 東京都八王子市**二丁目8番1号 東京**株式会社 氏 名 代表取締役 八王子 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-345-6789 F A X 042-456-7890		欠格要件該当届出書 令和**年**月**日
産業廃棄物処理業 特別管理産業廃棄物処理業 に係る以下の事項について欠格要件に該当するに至ったので、 第14条の2第3項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 において準用する第7条の2第 第14条の5第3項 4項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
許 可 番 号	第 109 - 00 - ***** 号	
許 可 年 月 日	令和 ** 年 ** 月 ** 日	
欠格要件に該当する に至った年月日	令和 ** 年 ** 月 ** 日	
欠格要件に該当するに至った具体的な事由 (裏面の該当する番号に○を付け、本欄に具体的事由を記載してください。) 代表取締役が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で罰金1000万円の刑になった。同時に、 当社についても同法違反で1億8千万円の罰金刑となった。		
備考		

(日本産業規格 A列4番)
裏面あり

※ 次の該当する事項の番号に○を付けてください。

裏面

法第14条第5項第2号イ	
法第7条第5項第4号	
1	イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
2	ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3	ハ 拘禁刑以上（懲役及び禁錮を含む。）の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4	ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
5	ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
6	ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
7	ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
8	法第14条第5項第2号ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当するもの
9	法第14条第5項第2号ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
10	法第14条第5項第2号ホ 個人で政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者のあるもの